

設 計	平成 27年 8月	工 期	契約の日から 平成27年 12月 18日 まで
-----	--------------	-----	-------------------------

工 事 設 計 書

工事場所 京都市中京区壬生東高田町1番地の2

工 事 名 京都市立病院整備工事

ただし、救急・災害医療支援センター非常用電源供給設備
設置工事

	設 計 金 額
工 事 費	円
工 事 価 格	円
消費税及び地方消費税相当額	円

仕様書

1 工事名称

京都市立病院整備工事

ただし、救急・災害医療支援センター非常用電源供給設備設置工事

2 工事場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

救急・災害医療支援センター（以下「支援センター」という。）及び北駐車場

3 工期

契約の日から平成27年12月18日まで

4 工事及び業務の概要

本工事は、以下の工事及び業務を含む。

- (1) V2H設備設置工事
- (2) 太陽光発電設備設置工事
- (3) 蓄電池設備設置工事
- (4) 電気自動車急速充電設備設置、案内板設置及び路面標示工事
- (5) 各種設置機器制御設備及び配電線路設置工事
- (6) 発生材処理
- (7) 上記(1)、(4)及び(5)に係る関係補助金申請業務
- (8) 工事に伴う各種申請業務等

5 工事及び業務の内容

- (1) V2H設備設置工事
 - ・ 倍速充電・自動充電制御可能であること。
 - ・ 充電部 1φ3W 100-200V 30A (6kW) 未滿
 - ・ 供給部 1φ3W 100-200V
(100V片相40A以下, 100V×2で合計60A以下)
 - ・ 接続可能車種 日産 LEAF, e-NV200
三菱 MiEVシリーズ, アウトランダーPHEV
トヨタ ミライ 等
CHAdeMO規格対応
 - ・ 系統非連系で使用, 施錠管理可能であること。
- (2) 太陽光発電設備設置工事
 - ・ パネル屋根設置8kW以上
(V2Hを通じて電気自動車12kW~24kWに1日で満充電可能容量)
 - ・ パワーコンディショナーは, 接続箱壁面取付対応, 系統連系可能であること。
 - ・ 太陽光発電パネル固定については, 強度と防水性能を十分考慮した方法で行うこと。

- (3) 蓄電池設備設置工事
 - ・ 12 kWh以上
 - ・ リチウムイオン蓄電池
 - ・ 系統連系についてJET認証付，系統連系可能であること。
- (4) 電気自動車急速充電設備設置，案内板設置及び路面標示工事
 - ・ 入力3φ200V 出力30kW（DC50～500V，0～60A）
 - ・ CHAdemo規格対応，認証課金対応可能（施錠管理可能）であること。
 - ・ 出力設定，電源設定等の遠隔操作設定が可能であること。
- (5) 各種設置機器制御設備及び配電線路設置工事（別紙図面参照のこと）
 - ・ 既設QBから急速充電設備の設置位置まではCVT60°既設あり。
 - ・ V2Hシステムと分電盤を接続するなど必要に応じて配線敷設すること。
 - ・ V2H供給時に系統から切り離しに必要な分電盤の加工または新設を行うこと。
 - ・ 上記（1）V2H及び（4）電気自動車急速充電器の固定については支援センター付近の基礎上に据付のこと。
- (6) 発生材処理
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律，その他関係法令を順守し，適切に処理すること。
- (7) 上記（1），（4）及び（5）に係る関係補助金申請業務
 - ・ 一般社団法人次世代自動車振興センターが交付する「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）」申請書類一式を準備し，申請に係る一切の手続きを代行すること。
なお，発注者の押印及び登記簿謄本等が必要な場合は，十分に余裕を持って発注者と調整すること。
 - ・ 補助金の申請に当たっては，京都府次世代自動車インフラ整備ビジョンとして確認済みであるため，「第1の事業」として申請すること。
- (8) 工事に伴う各種申請業務等
 - ・ 工事に当たっては，法令，条例等に基づき，関係行政機関及び電力供給会社等と必要な調整を行い，申請等が必要なものについては適切に手続すること。

6 提出資料

- (1) 工事の着手に先立ち，使用機材・施工に関する資料，工程表，作業員名簿及び緊急連絡体制表を速やかに提出し，発注者の承認を得ること。
- (2) 工事完了後，報告書を速やかに提出すること（工事における補助金申請部分については，補助金実績報告時の提出書類をもってこれに代えることができる。）。報告書には完成図，試験成績報告書のほか，業務の実施状況を記録した写真をファイル(A4サイズ)等に整理し，注釈を記載して添付すること。

7 報告・連絡

現場責任者は，作業着手及び作業の進捗状況について，必ず口頭又は電話等により，その都度発注者の指定する監督員に報告すること。

また，担当者と緊密な連絡を図り，全般の責にあたること。

8 工事上の注意

- (1) 工事期間中においても支援センター施設を可能な限り使用できる状態に保つこと。工事内容等により、やむを得ず施設の閉鎖又は一部使用中止が必要な場合は、必要最低限の期間、範囲とし、事前に発注者と十分な調整を行うこと。
- (2) 工事に当たっては、仕様書並びに関係法規・規程等を遵守のうえ、确实・堅牢・美観に留意して行うこと。
- (3) 作業中に第三者の生命身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、現場責任者は人命救助措置を行った後、現場の状況を監督員に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、請負者はその補償を行うこと。
- (4) 本仕様書に明記しないもので、整備上当然必要とするものは請負者の責任において施工すること。

9 疑義

施工に当たりこの仕様書に疑義を生じた場合は、発注者と請負者が協議を行うものとする

10 完了検査

- (1) 請負者は、工事が完了した時点で完了届を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、完了検査に先立ち、請負者に対して検査日を通知するものとする。
- (3) 検査員は、請負者を検査に立ち合わせるものとする。
- (4) 検査員は、設置目的物を対象として本仕様書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 設置されたものに対し、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - イ 設置されたものに対し、要求された機能が正常に動作するかの検査を行う。
- (5) 完了検査に必要な物品等は、請負者において準備すること。
- (6) 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して期限を定めて修補の指示を行うものとする。

11 その他

- (1) 工事場所を主会場とした大規模防災訓練（以下「訓練」という。）を実施するため、平成27年11月27日（金）から平成27年11月29日（日）の期間については、工事を中断し訓練に支障がないよう工事場所を整理すること。
- (2) 補助金の対象となる工事については、補助金の交付決定通知書発行を待って着工すること。交付決定通知書の発行には申請から30日程度かかることを考慮した工程とすること。

標準仕様書(1)〔電気設備(改修)〕

(選択する項目において■印を本工事に適用する。
なお、アンダーライン付の項目は、選択する項目及び記入が必要な項目を示す。)

1 関連法規等
工事の施工に当たっては、工事請負契約書、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、電気事業法(京都市立病院安全規程を含む。)、電気設備技術基準(以下「電技」という。)、有線電気通信法、電気通信事業法、電波法、有線テレビジョン法及び消防法並びにその他の関係法令を遵守する。

2 設計変更
工事内容の変更に伴う請負代金額の変更は、次の算式により求め、千円未満切捨てとする。
(変更後)請負工事価格=(変更後)工事価格×((当初)請負工事価格/(当初)工事価格)
なお、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び負担金等は、上記算式中「(当初)請負工事価格/(当初)工事価格」の値の算定に含めないものとし、設計変更により追加する場合は、これらの費用に、上記算式中「(当初)請負工事価格/(当初)工事価格」の値を乗じない。また、請負工事価格とは、請負代金額から消費税等相当額を減じた額とする。

3 作業時間等
■請負者は労働時間短縮の推進を図るため、作業は原則として、京都市の休日を定める条例による休日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日等(以下「休日」という。))は行わず、平日に行うよう努めなければならない。なお、作業内容、作業工程の場合等により、作業時間の延長、休日作業を実施する場合は、監督職員と協議する。その場合、検査や施工の立会いは、原則として行わない。
作業は原則として休日に行う。

4 提出書類
提出書類及び部数は、以下及び監督職員の指示による。様式は京都市公共建築部ホームページ(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000119591.html>)を参照する。
()内は提出部数を、[]内は参考項目を示す。

- (1) 着工時
- a 着工届(1部)
 - b 現場代理人等通知書
 - ~~c 下請契約等の通知書~~
 - d 経歴書(1部)
 - e 資格者証の写し(裏書共)(1部)
 - f 労災保険決定証明書又は労災保険加入証明書(1部)
 - g 予定工程表(1部)
 - h 請負代金内訳書(1部)(入札時に提出する数量書に記載の項目等の形式に従うこと。)
 - i 工事請負契約に係る産業廃棄物処理票(1部)〔「産業廃棄物処理関係」の項目による〕
 - ~~j 再生資源利用(促進)計画書(4部)〔「建設副産物に関する取扱」の項目による〕~~
 - ~~k 登録内容確認書(受注)(1部)〔「工事実績情報の登録」の項目による〕~~
 - l 工事保険証書の写し(賠償責任保険含む)及び工事保険加入証明書(必要時)(1部)
〔「工事保険」の項目による〕
 - m 使用機材製造者通知書(2部)
 - n 電気保安技術者届(1部)
 - o 組織表及び緊急連絡表(1部)
 - p 施工体制台帳(1部)〔「施工体制台帳」及び「低入札価格調査制度」の項目による〕
 - 建退共掛金収納書の原本又は不提出理由書
 - 建退共運賃計画書
 - 証紙購入計画書
- (2) 施工中
- a 納入仕様書(2部)
 - b 実施工程表(1部)
 - c 施工図(1部)
 - d 官公署届出書(正1部・副1部・写し1部)
 - e 工事日報(1部)
 - f 工事写真(1部)
 - g 打合せ記録(1部)
 - ~~h 登録内容確認書(変更時)(1部)〔「工事実績情報の登録」の項目による〕~~
 - ~~i 施工計画書(産業廃棄物処理)(1部)〔「産業廃棄物処理関係」の項目による〕~~
 - ~~j 廃棄物処理委託契約書(写し)〔「産業廃棄物処理関係」の項目による〕~~
 - k 耐震計算書(1部)〔「仕様概要(共通事項)の耐震施工の耐震計算書」の項目による〕
 - l 総合施工計画書(1部)
使用機材搬入報告書(1部)
停電作業計画書(1部)
- (3) 完成時
- ア 保守に関する説明書など
 - (7) 完成通知書(2部)
 - (4) 完成図 原因(1部)(トレーシングペーパー)
二つ折り製本(A1:部、A2:部、A3:部) 完成図面に折込み]
 - (9) 完成図書製本(工事担当課用、施設管理者用各1部)
 - (a) 工事担当課用
 - a 機器完成図
 - b 機材性能試験成績書
 - c 試運転調整記録書
 - d 機器納入連絡先
 - e 社内検査報告書
 - f 産業廃棄物運搬業許可証〔写し〕
 - g 産業廃棄物処分業許可証〔写し〕
 - h 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または受渡確認票(電子マニフェスト)〔写し〕
〔「産業廃棄物処理関係」の項目による〕
※紙マニフェストの場合は、廃棄物の種類ごと、行き先(処分事業場)ごとに代表的な帳票の写し(A、B2、D、E)を1部ずつ提出する。
 - i 産業廃棄物処理委託契約書〔写し〕〔「産業廃棄物処理関係」の項目による〕
 - ~~j 再生資源利用(促進)実施書(2部)〔電子データ提出〕~~
 - ~~k 建設副産物に関する取扱」の項目による〕~~
 - ~~l 登録内容確認書(竣工)〔「工事実績情報の登録」の項目による〕~~
 - ~~m PCB含有無報告書〔「産業廃棄物処理関係」PCB器具等」の項目による〕~~
 - n 工事写真
 - o 打合せ記録
 - o 工事日報

- p 官公署届出書(写し)
- q 引渡書
- r 受領書
- s 完成図面CADデータ(CADで作成した場合)
施設台帳(電子データ提出書)

- (b) 施設管理者用
- a 完成図
 - b 機器完成図
 - c 機材性能試験成績書
 - d 試運転調整記録書
 - e 機器取扱説明書
 - f 機器納入連絡先
 - g 保証書
 - h 社内検査報告書
 - i 官公署届出書(副本)
 - j 完成図書等引渡しリスト兼受領書

- イ 工事施工中に提出した書類の一部
- a 工事写真(工事担当課)
 - b 打合せ記録(工事担当課)
 - c 工事日報(工事担当課)
 - d 官公署届出書(2部:副本…施設管理者・写し…工事担当課)
- ウ 完成図書等引渡しリスト及び受領書
- a 完成図書等引渡しリスト
■ 請負者から工事担当課へ(1部)
■ 受領書
 - b 工事担当課から請負者へ(1部)
■ 完成図書等引渡しリストの様式は、監督職員の指示による。

5 着工届
着工届には、着工日、請負者の建設業許可の種類及び番号を記載する。

6 工事保険
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)等を対象とする建設工事保険又は組立保険及び第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償を負担できる請負業者賠償責任保険に加入し、その「証書の写し」を発注者に提出する。保険期間は、着工日から工事目的物引渡しの日までとする。ただし、機械器具設置工事等の組立保険期間は、保険の対象物が発生する日から工事の目的物の引渡しの日までとすることができ。
なお、団体保険等に付している場合については、上記「証書の写し」又は保険会社が発行する証明書(保証内容等の必要な情報が確認できるものに限る。))に加え、当該保険に加入している団体等へ請負者が加入していることを証明する書類(「工事保険加入証明書」という。))を提出する。また、着工日は発注者との協議により定めの日又は着工命令の日とする。

7 関連工事との調整及び建設協力会
工程管理、現場管理(安全衛生・仮設・養生・清掃他)、周辺の道路管理(清掃・事故防止・ガードマン)等、契約の関連工事の業者と共同で処理すべき以下の事項については、当該業者と協力会を組織し、工事の円滑な進捗を図り、費用についても全員で負担する。
(1) 事故防止
(2) 付近道路及び仮設道路の維持管理
(3) その他工事中に発生した問題について、本市の指示した事項

8 各種調査等
請負者は、本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となったときは、調査書類の作成等に協力する。

9 建設副産物に関する取扱
(1) 請負者は、工事を施工する場合において、あらかじめ、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)による再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を2部作成し、そのうちの1部を監督職員に提出するとともに、残り1部を、工事完成後1年間保管する。対象工事は、請負代金額が100万円以上の全ての工事とする。
(2) 請負者は、工事完成後速やかに、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)による再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書をそれぞれ2部作成し、そのうち1部を監督職員に提出するとともに、残りの1部を工事完成後1年間保管する。対象工事は、請負代金額が100万円以上(請負代金額の変更があった場合を含む。))の全ての工事とする。
(3) 請負者は、建設発生土の搬出を行う場合、工事現場における集積状況、搬出時の積込及び搬出状況並びに受入先における処理状況(搬入時、搬入中、搬入完了)の写真を撮影し、監督職員に提出する。

10 資材の再資源化に関する取扱
(1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。))の対象工事である場合は、請負者等は、落札後直ちに同法第12条第1項の規定で定める説明書及び同法第13条及び省令第4条に基づく書面を工事担当課に提出する。
なお、届出の記載内容に変更が生じた場合は、同条第2項の規定により、速やかに届出を再提出する。
(2) 請負者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定に基づく報告書を提出する。

11 官公署その他への届出手続き等
本工事に必要な関係官公署、電力会社等への申請手続等は請負者の負担により行う。ただし、電力会社等の工事負担金は、特記のない限り別途とする。

12 工事実績情報の登録
請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(CORIMS)(日本建設情報総合センター)により登録内容確認書を作成し、監督職員の確認を受けたうえで、次に示す期間内(休日を除く。))に申請を行う。また、登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。
(1) 工事受注時 契約主期の開始日から10日以内
(2) 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内
(3) 工事完成時 工事完成後10日以内
なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

13 施工体制台帳
請負者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合には、施工体制台帳を作成する。また、作成に当たっては、「施工体制台帳の作成等について」(平成26年12月25日国土建第198～202号)及び国土交通省のホームページに掲載されている作成例を参考にする。
なお、施工体制台帳は工事現場に備えたとともに、写しを監督職員に提出する。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示する。

京都市立病院整備 工事設計図 設計変更

ただし、救急・災害医療支援センター非常用電源供給設備設置 工事

京都市立病院 管理運営課 平成27年8月

標準仕様書(1) No.2(8)枚の内 平成 年 月 No. () 枚の内

14 産業廃棄物処理関係
(1) 請負者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令他、「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守しなければならない。
(2) 請負者は、前項に掲げる各法令等の趣旨を踏まえ、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、再利用できる場合は当該方法による処理・処分方法を採用するとともに、原則として自ら行い、同要綱第2条第2項第2号に規定する排出事業者として、同要綱第4条の責務を負っていることを十分に認識し、信義に従って該業に対応しなければならない。
(3) 請負者は、工事請負契約書第3条に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。))を提出するときは、当該契約により生じる産業廃棄物の種類・発生量及び処理方法等の必要な事項を「工事請負契約に係る産業廃棄物処理票」に記載のうえ、内訳書に添付しなければならない。
なお、発注者が内訳書の提出を免除した場合においても、別途定める様式に必要な事項を記載し、提出する。
(4) 請負者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため、発注者の求めに応じて施工計画書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は、受渡確認票(電子マニフェスト)の写しを提出しなければならない。
(5) この標準仕様書に反して当該契約の産業廃棄物が処理された場合は、請負者に対して必要な措置を命じることがある。このとき請負者は、速やかに指示に従わなければならない。
・PCB器具等
ア 撤去した照明器具、受変電設備等は、PCB使用の有無を確認し、その全リスト(機器名、形式、PCBの有無、台数等)を監督職員に提出する。PCB使用機器は監督職員の指示に従い、所定の場所に保管し、その他の撤去機器については請負者にて適正に処置する。

ロ イ 工事の際に撤去した高圧機器絶縁油のPCB含有分析試験を行う。
なお、試験は特定計量証明事業者により行う。試験結果が判明するまで、高圧機器はに位置させる。PCBの含有量が環境省令第23号に基づく基準値(当該廃油に含まれるPCBの量が試料1kgにつき0.5mg)以下であれば、高圧機器と絶縁油の撤去、処分を適正に行う。一方、基準値を超える場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、監督職員と協議のうえ、所定の場所に保管する。
なお、上記は全て工期中に行う。
分析試験を行う機器は_____とする。
試験結果は工事期間の6週間前までに監督職員に報告する。
ロウ コンテナなど密閉構造機器でPCB含有分析試験が困難なものは、機器製造業者に型番及び製造番号等の照会によりPCBの含有の有無を確認し、その結果を工事期間の6週間前までに監督職員に報告する。試験結果が判明するまで、機器は_____に位置させる。PCBの含有が明確に判明したものは、アに従い適正に処置する。PCB含有の可能性否定できないものに関しては、PCB使用機器とみなし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、監督職員と協議のうえ所定の場所に保管する。

15 低入札価格調査制度
(1) 京都市公共工事低入札価格調査取扱要領第5条に準じて行う調査対象者(以下「調査対象者」という。))は、同要領第7条に定める調査項目に関する資料を提出しなければならない。
(2) 前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については、同要領に定めるものとし、調査対象者はこれに同意を持って対応しなければならない。
(3) 調査対象者が請負者となった工事については、次に掲げる事項に応じなければならない。
ア 施工計画書の内容のヒアリング
標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。
イ 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング
請負者は、本工事を施工するために下請契約を締結する場合は、施工体制台帳を作成し、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。
ウ 施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング
請負者は、監督職員の求めに応じて仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止法等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。

16 地中障害物
工事中に発生する障害物の撤去及び処理に要する費用は、請負者の負担とする。ただし、予想外に重大な障害物については監督職員と協議する。

17 使用機材製造者通知書
使用する機器が、京都市都市計画局建築設備機器製造者指定要領第3条の指定機器に該当する場合、「都市計画局建築設備機器製造者指定一覧表(電気設備工事)」から製造者を選定する。ただし、同要領第17条を適用することにより、指定を受けていない製造者の機器を使用することができる。
(要領及び一覧表については、都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000007359.html> を参照)
なお、製造者指定されていない機材については、資料を提出して監督職員の承諾を受ける。また、納入仕様書(製作図)又は見本品等は、速やかに監督職員に提出し、承諾を受ける。ただし、その必要性が少ないものは、監督職員の承諾により省略することができる。

18 機材の試験
(1) 機材の試験成績書の提出は、特注品及びその他監督職員が指示する。
(2) 主要機器及び監督職員が指示する機器は、性能確認のため、製造会社の工場等で監督職員又は検査職員立会いのうえ試験を行う場合がある。

19 工事写真
原則として「建替工事写真撮影要領(平成24年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築設備編」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)により作成するものとし、着工前の状況・各施工工程の状況、地中障害物の状況等施工後外部から明視しがたい施工箇所、完成状況の主要な箇所及び監督職員が特に指示する箇所について、写真撮影を行い、工事用アルバム(A4版)に整理して、監督職員に提出する。また、デジタルカメラを採用してもよい。

20 試運転調整
工事完成検査受検までに、監督職員の指示により各機器の試運転調整及び総合的試験を行い必要な資料(試運転調整記録書、社内検査報告書)を作成する。
なお、機器の製造業者などに下請施工させたものがあるときは、請負者が行った検査内容及び手直指示内容がわかる資料(社内検査報告書)を作成して、監督職員に提出する。

21 部分払出来高検査及び中間検査
(1) 発注者は、部分払を行うために必要な出来形を査定する部分払出来高検査を行う場合がある。
(2) 工事の中間段階において施工状況を確認するために、発注者検査職員の検査を行う場合がある。

22 完成検査
工事に必要な官公庁検査及び発注者検査職員の検査に合格して完成とする。
なお、検査に必要な書類等は監督職員の指示による。また、契約工期までに完成検査に合格しなければならない。
機構の都合により契約工期中に完成検査が実施できない場合には、工事請負契約書第31条第1項に定める通知の日から起算して14日以内に完成検査を実施することができるものとする。ただし、年度内を契約工期とする工事については、年度末日までに完成検査に合格しなければならない。

23 引渡し説明
完成後、引渡しに際し、施設管理者等に機器の取扱い、操作方法等の指導に必要な技術者を派遣し、指導する。

24 工事用電力等
着工から、引渡しまでの工事用及び試運転に必要な電力、ガス、水道等の料金は、原則として本工事に含む。ただし、事業用電気工作物の主任技術者等の委託料は本工事に含まない。

25 火気の使用及び火災の予防について
(1) 本工事中、火気の使用又は火の粉の飛散等火災の恐れのある場合は、その取扱いには十分注意するとともに、火災防止に有効な材料で発生する他、消火器や水の入った容器を作業場所周辺に配置し、火災防止の徹底を図る。
(2) 当該工事を施工する場合、現場代理人は、その都度監督職員及び防火管理者に場所、時間、方法等について説明を行い、確認を受ける。
(3) 工事現場には、標準の吸放容器を所定の場所に設置し、喫煙管理にも留意する。
(4) 消防設備等を持っては、工事中でもできる限り当該設備の器具及びシステムが正常に作動する状態を保つよう留意する。工事の関係上、やむを得ずそれらを停止又は休止させる場合は、事前に所轄消防署と協議する。

26 施設台帳
監督職員の指示により、本市の定める書類等を提出する。

27 完成図
作成方法
CAD 手書き又はCAD

28 仕様概要(共通事項)
(1) 電気工作物の種類
事業用電気工作物 一般用電気工作物

(2) 電線管
ア 屋外、湿気の高い場所及び水気のある場所は、薄鋼又は厚鋼電線管とし、その種別は図面特記による。
イ 長さ1m以上の空配管には、呼線として、2mmビニル被覆鉄線を入線する。
ウ 屋外、湿気の高い場所及び水気のある場所で使用する2種金属製可とう電線管はビニル被覆付きとする。
エ いんべいのケーブル配線の場合、壁面に設置する機器類に接続するケーブルはPF管にて天井内まで保護する。
オ 屋外、湿気の高い場所及び水気のある場所における、管相互及びボックス等との接続部は、おじ込みとする。

(3) 電線
ア 特記なき電線は、600V耐燃製ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)とする。
イ 電線・ケーブルについては、環境に配慮したエコ電線・エコケーブルを使用する。
ウ 電線の色別は、原則として「標準仕様書」どおりとし、ケーブルの場合は、端末に相別を施す。なお、ケーブルの一心を接地線として使用する場合は、緑色の心線とすか端部に緑色の色別を施す。
エ ELOB回路の接地線は、端部を黄色で表示し、接地端子台に用途表示を行う。
オ 架橋ポリエチレン絶縁ケーブル又は、ポリエチレン絶縁ケーブル(EM-OE、EM-OET、EM-EEF等)には紫外線対策を施す(EM-EEFは耐紫外線EM-EEFを使用する。)
なお、高圧、特別高圧ケーブルの時には内線規格による。
(4) 配管及び配管支持材の塗装
ア 塗装箇所は、屋外、■屋内(電気室、EPS、PSを除く。))の露出部分とする。
(図中特記のある部分はそれに従う。)
イ 垂鉛モック電線管の塗装は、エッチングプライマ処理後、指定色2回塗りとする。
ウ おじ切り部分、キズ等は錆止め塗装をした後、塗装する。

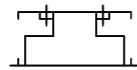
標準仕様書(2) [電 気 設 備 (改 修)]

(選択する項目において■印を本工事に適用する。なお、アンダーライン付の項目は、選択する項目及び記入が必要な項目を示す。)

(5) プルボックス

- ア 塗装箇所は、屋外、■屋内(電気室、EPS、PSを除く。)の露出部分とする。
イ プルボックスの末尾に(WP)の記号を付記したものは、屋外型を示し、プルボックスを支持するためのボルト、ふたの止めねじ等のプルボックス内部への突起物は、電線の損傷を防止するための措置を施す。
ウ 水気のある場所に設置するプルボックスの取付面は防水処置を施す。
エ ステンレス鋼板を使用する場合の材質は、SUS304同等
オ ふたには、シール又はアクリル製エッチングで用途名を表示する。ただし、屋外用はアクリル製エッチングとする。

WPプルボックス参考図



(6) 残土処分

- 構内敷きならし □ 構外搬出処分
ア 屋外及び湿気の多い場所並びに水気のある場所に使用する配管支持金具、ボルト類等は、ステンレス製のものを使用する。
イ 屋外の壁面に設置するプルボックス及び盤類等は、壁面のまわり3方(上部及び左右)に防水コーキング処理をする。
ウ 職員の指示により省略することができる。

(8) ハンドホール及びマンホール

- ア ハンドホール及びマンホール内の配線の表示は、アクリル製エッチングとする。
イ ハンドホール及びマンホールのふたの表示は、鋳型表示とする。
ウ ふたはロック機能付又は同等品とする。
ア 低圧及び弱電流地中配線の上部には、標識シートを下図のように2倍長以上重ね合わせて設置し、おおむね5m間隔で、用途、電圧及び埋設年を表示する。
ウ 高圧地中配線については、おおむね2m間隔で表示するものとし、その他は同様とする。



標識シート重ね合わせ参考図

管相互間隔 一覧表

Table with 2 columns: 呼び径 (mm) and 間隔 (左右・上下とも). Rows include 80未満, 80~150, 150超過.

- イ 多糸ふ設する場合には、管相互に右表に示す程度の間隔をとらなければならない。
ウ 合成樹脂管(波付硬質合成樹脂管を含む。)のふ設は、良質土又は山砂を均一に5cm程度敷きならした後に管をふ設し、さらに管の上部5cm程度を、良質土又は山砂を用いて締め固める。

(10) ちょう架用線

- メッセンジャーワイヤを使用してちょう架する場合には、垂鉛めつき綱より線を使用し、ハンガーを使用する場合には、そのハンガーの間隔を50cm以下とし、規定の接地をとらなければならない。

(11) 配線経路

- 分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配線経路は、監督職員の承諾を受けて変更することができる。
(12) スリーブ
ア 貫通口の径は、スリーブ貫通口に挿入する管の外径(保温されるものにあつては、保温厚を含む。)より原則として、20mm程度大きなものとする。
イ 紙チューブを用いる場合は、外径が200mm以下のものとし、柱、梁部分には使用しない。また、型枠取り外し後に取り除く。
ウ 地中管路で建物外壁貫通部については、水切つば付スリーブ、空管路防水栓等を用いて適切な防水措置を行う。

(13) はつり

- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。

(14) 天井上表示

- 図面(No. ~)において室名に()を付したものは直天井を、それ以外は二重天井の室を示す。

(15) コンセント等のプレート

- 新金属 □ プラスチック □ ステンレス □ _____
プラックプレートには、下記により用途名を表示する。
□ アクリル製エッチング(屋外、□ 屋内) □ シール(屋内)

(16) スイッチ

- 大角形 □ 大角形ネーム付 □ 大角形ネーム付(2個以上に限る。)

(17) 盤類

- 盤類に係わる用語の定義は以下による。
「標準仕様書盤」
「適用」の項目に記載した標準仕様書による盤類をいう。
「製造者標準盤」
製造者の標準仕様に基づき製作された盤類をいい、分電盤については「JISC8480キャビネット形分電盤」に、住宅用分電盤については、「JISC8328住宅用分電盤」に準拠する。ただし、図中特記された箇所については当該特記事項による。

ウ 製造者標準盤共通事項

- キャビネット構成材質は鋼板又はステンレス鋼板
ドアは鍵付(鍵は ■No.200, □)
ハンドルは突出しない構造で非鉄金属性又はステンレス製とする。
防災設備の回路については、赤字明示及び赤色合成樹脂製カバー、キャップ等を取付ける。
接地端子は、接地が必要な分岐回路の半数以上設ける。

(18) 照明器具

- 非常用照明器具及び誘導灯の外郭に、設置年月の表示を行う。

(19) コンセント

- コンセントには、分電盤の名称及び回路番号の表示をシールで行う。

(20) 図面に示された姿図、形状寸法及び型番等は、全て参考とする。

(21) 配線器具等の取付高さ

壁付、壁掛型の器具等の取付高さは、図面に記載のない場合は、原則として下表による。

Table with 3 columns: 名称, 側点, 取付高[mm]. Lists various electrical components like プラケット, 避難口誘導灯, スイッチ, etc. with their respective installation heights.

(備考) (天井高)×0.9及び(天井高)×0.8は天井高が2,500~3,000mmの場合に適用する。(これに該当しないときは、最低高さを2,300mmもしくは2,100mmとする。)

(22) 耐震施工

- ア 設備機器の固定は、次に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針(国土交通省国土技術政策総合研究所監修)2014年版」による。
なお、下記の用語の定義は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)」(建設大臣官庁官房営繕部監修)による。

- (7) 設計用水平地震力
機器の重量 [kg] に、設計用標準水準水平地震度を乗じる。
なお、設計用水平地震度は次による。

Table for seismic safety classification with columns for 設置場所, 耐震安全性の種類 (特定施設, 一般施設), and 重要機器水櫃. Rows include 上層階・屋上及び塔屋, 中間階, 地下階・1階.

(注) ()内は防振支持の機器の場合に、(<)内は水櫃類に適用する。

- (4) 設計用垂直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

イ 重要機器、上層階の定義は次による。

Table defining important equipment and upper floors based on building height. Columns: 重要機器, 上層階.

ウ 耐震計算書は、次の機器について提出する。

- (7) 機器固定の計算書(運転重量が100kgを超える機器)
(4) 自家発電設備の水櫃等の計算書

2 9 庁舎・学校施設のシックビル対策

Table for VOC emission reduction measures. Columns: 対策を取る建築・設備材料等, 使用制限の原則. Includes items like ① 合板・木質系フローリング, ⑤ 壁紙, etc.

Table for solvent use reduction measures. Columns: 対策を取る建築・設備材料等, 使用制限の原則. Includes items like ① 壁紙, ② 塗料.

Table for mold prevention measures. Columns: 対策を取る建築・設備材料等, 使用制限の原則. Includes item 木材保存 (木材の防霉・防蟻処理) 剤.

Table for solvent use reduction measures. Columns: 対策を取る建築・設備材料等, 使用制限の原則. Includes items like ① 壁紙用接着剤, ② 木工用接着剤.

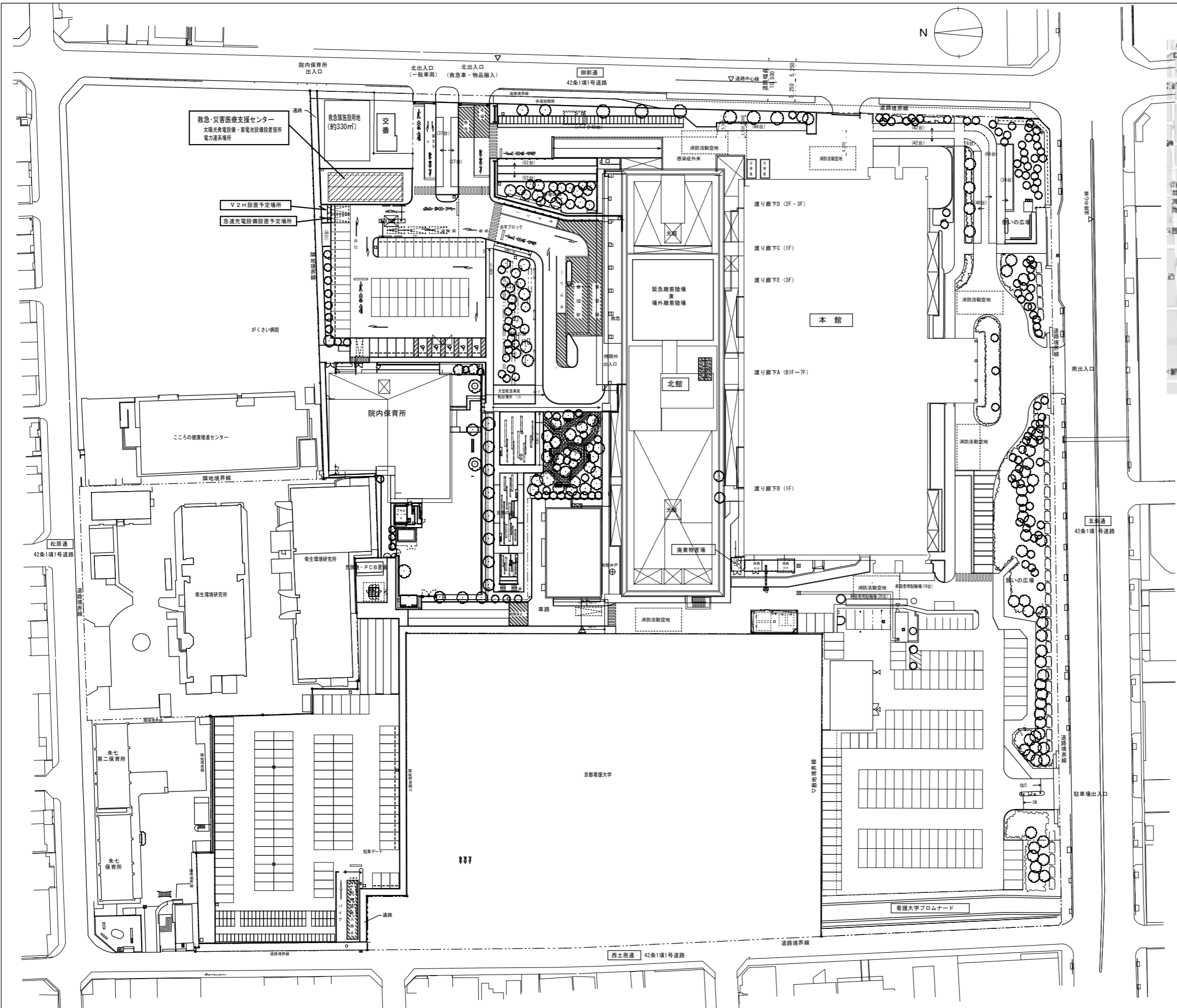
※ 上記(1)~(4)における使用制限の原則としては、F☆☆☆☆を基本とし、該当する材料等がない場合は、F☆☆☆又はその同等品(旧JAS及びJISにおけるF00、E0のものを含む。)を使用する。
※ 使用材料の写真と資料(カタログまたは性能表の写し)を提出する。
※ 施工中、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

3 0 ホルムアルデヒド等の室内濃度の測定

- 3 1 L E D 電 灯 器 具 に つ い て
(1) 光源を発光ダイオード(LED)とする照明器具もしくはランプについては、以下の項目をたすものとする。
ア 電気用品安全法に規定されるLED電灯器具もしくはLEDランプの各種基準を満たし、経済産業省に届出され、PSEマークが表示された器具もしくはランプとする。
イ (一財)日本規格協会規格(JIS)、(一社)日本照明器具工業会規格(JIL)で規定される安全性要求事項、性能要求事項、各種仕様等を満たす器具とする。
ウ 日本電球工業会規格(JEL)に規定する規格に合致するランプとする。
(2) 光源を発光ダイオード(LED)とする照明器具もしくはランプについては、引き渡し後3年以内に不点灯等の不具合が生じた場合には、監督職員の指示により、その原因を調査し、結果を監督職員に報告する。

3 2 太陽光電池パネルの出力保障について

本工事で新設する太陽光発電設備の太陽電池パネルについては引き渡し後10年間は正常な使用状態においてモジュールの最大出力が公差範囲内の最小許容値に対し、10%以上低下した場合に無償で修理又は交換する保証付のものとし、工事完了後にはその旨のパネルメーカーの保証書を本市に提出する。

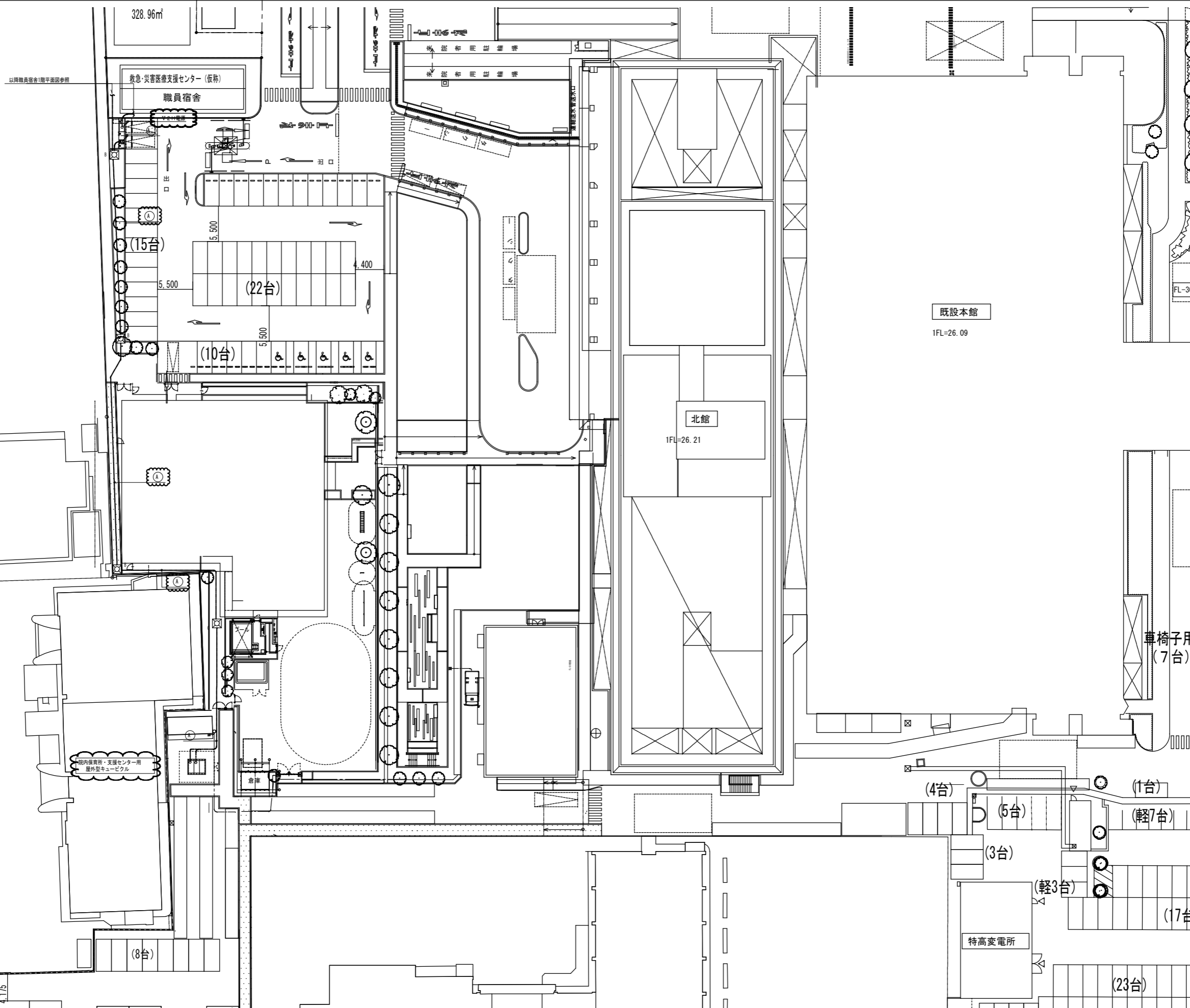
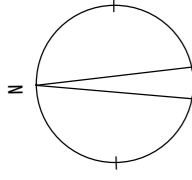


付近見取図
 工事場所：京都市立病院（救急・災害医療支援センター）
 京都市中京区壬生東高田町1番地の2

京都市立病院整備工事
 ただし、救急・災害医療支援センター非常用電源供給設備設置工事

構内配電線路図
 500 (A1) 1:1000 (A3)
 京都市立病院 管理運営課

図面No.
 E -04



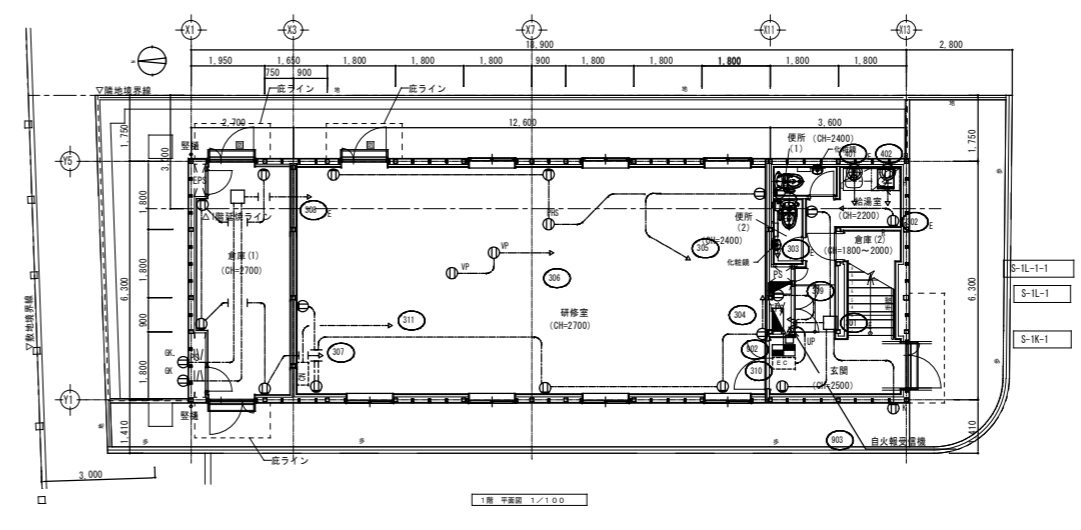
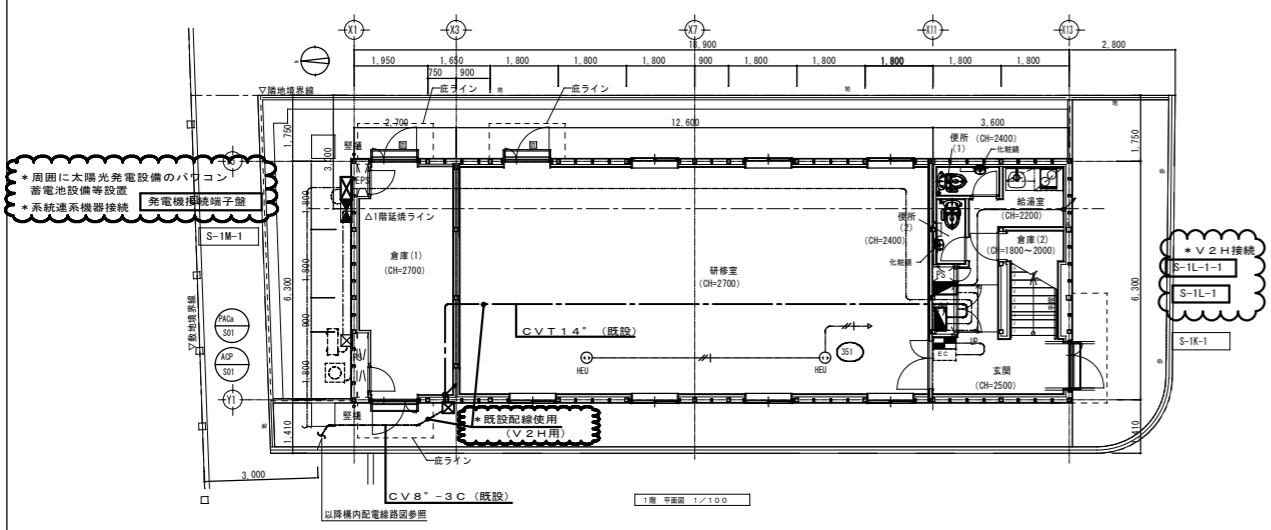
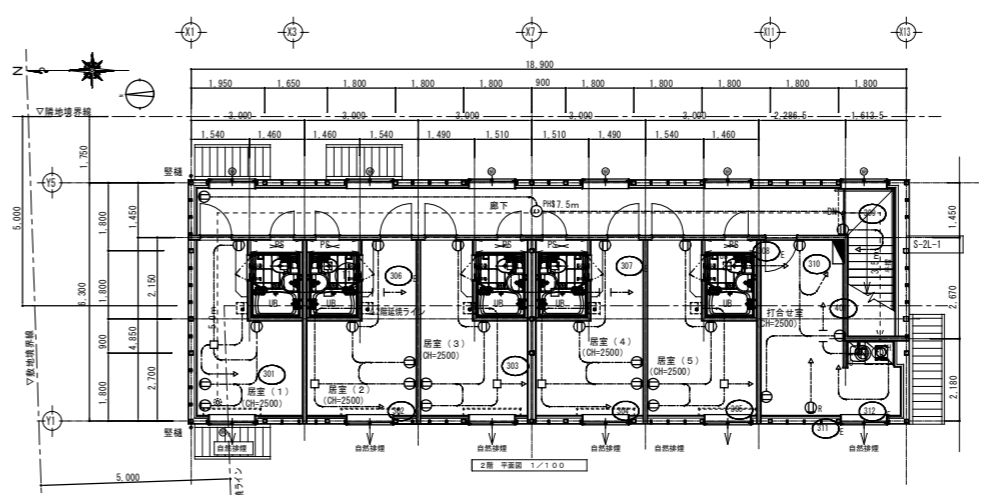
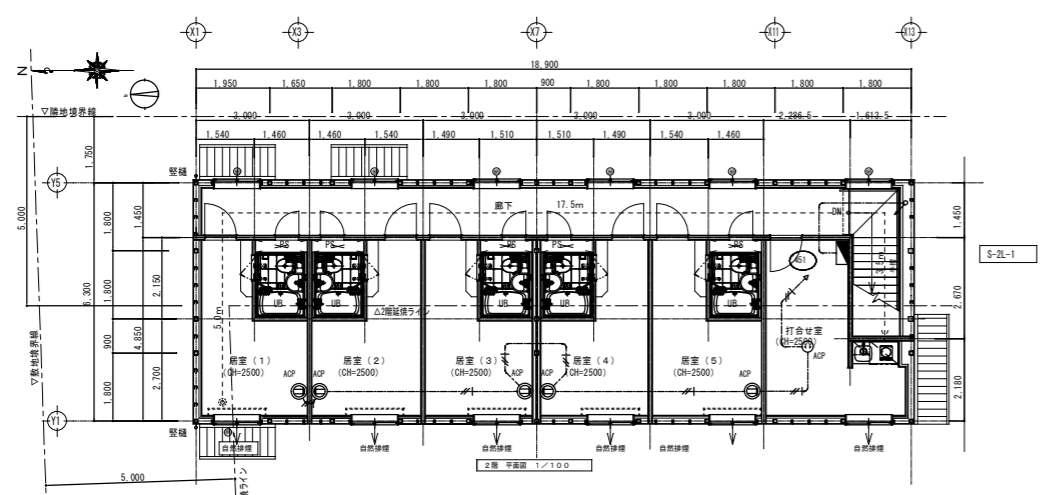
記号凡例

記号	名称
⊠	ブロックハンドホール 900x900x900 (600φ中継器防水蓋)
⊡	ブロックハンドホール・セラ付 900x900x900 (600φ中継器防水蓋)
⊢	ブロックハンドホール 1000x1000x1100 (800φ中継器防水蓋)
	地中埋設配管配線

注記

- 地中埋設配管は車道部GL-600、歩道部GL-300とする。
- 地中埋設配管部には埋設表示シートを敷設すること。

⊠ (既設)	⊡ (既設)
⊢ (既設)	⊣ (既設)
⊤ (既設)	⊥ (既設)
⊦ (既設)	⊧ (既設)
⊨ (既設)	⊩ (既設)
⊪ (既設)	⊫ (既設)
⊬ (既設)	⊭ (既設)
⊮ (既設)	⊯ (既設)
⊰ (既設)	⊱ (既設)
⊲ (既設)	⊳ (既設)
⊴ (既設)	⊵ (既設)
⊶ (既設)	⊷ (既設)
⊸ (既設)	⊹ (既設)
⊺ (既設)	⊻ (既設)
⊼ (既設)	⊽ (既設)
⊾ (既設)	⊿ (既設)
⊿ (既設)	⊿ (既設)

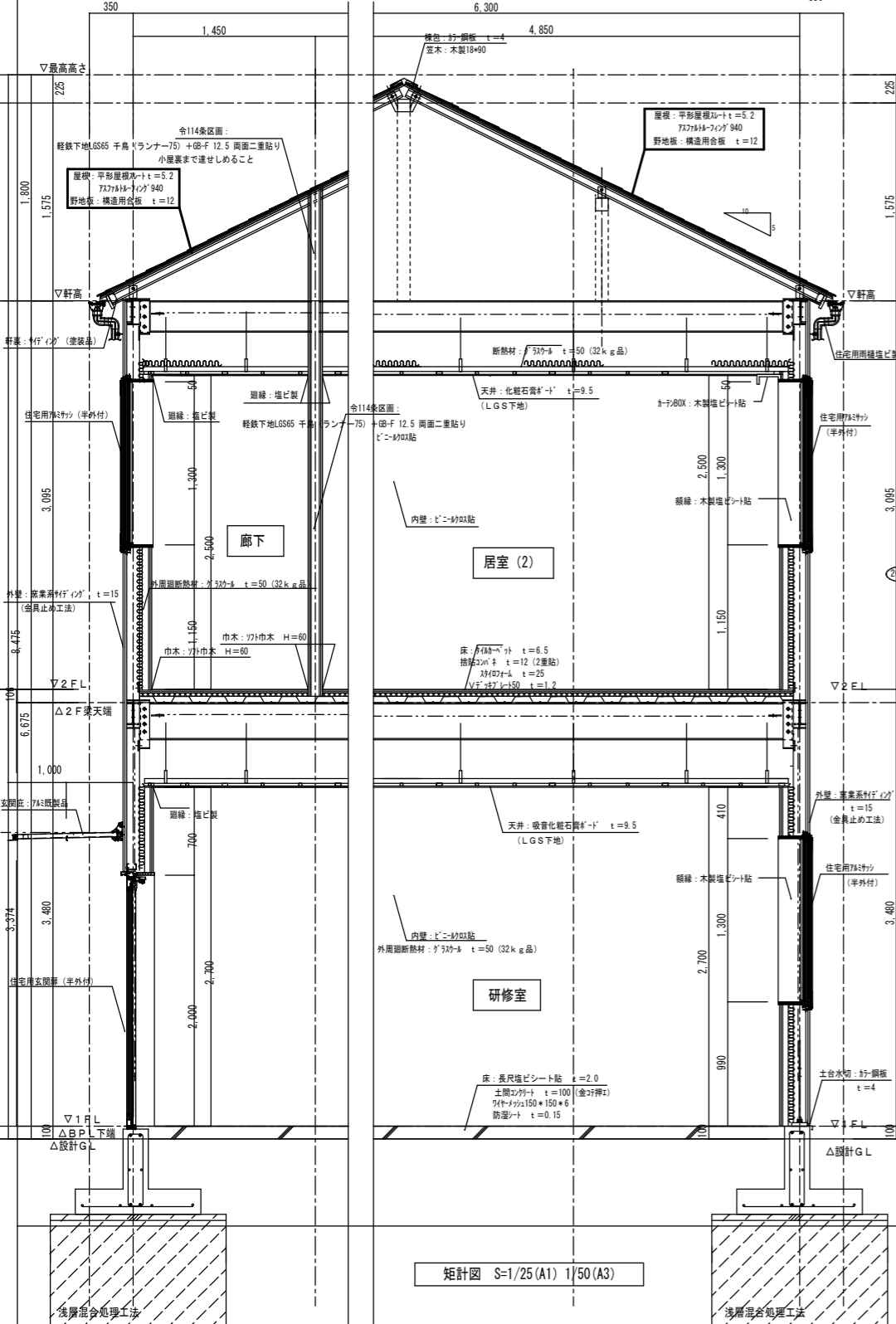


記号	名称		
☒	発電機接続端子盤		
☒	電灯分電盤		
☒	動力制御盤		
☒	警報盤		
Ⓜ	天井内空調室内機用コンセント	2P15/20AE×1 -250V	
Ⓜ	壁付空調室内機用コンセント	2P15/20AE×1 -250V	
Ⓜ	全熱交換機用禁止コンセント	2P15AE×1付	
Ⓜ	壁付コンセント	2P15AE×2	
Ⓜ	壁付コンセント	2P15AE×1E1付	
Ⓜ	壁付コンセント	2P15AE×2E1付	冷蔵庫用
Ⓜ	壁付防水型コンセント	2P15AE×2E1付	給湯器用
Ⓜ	天井付コンセント	2P15AE×1	ビ子牙 プロジェクト用
Ⓜ	天井付コンセント	2P15AE×1	禁止 PMSアンテナ用
Ⓜ	壁付コンセント	2P15AE×2	壁付カバー
Ⓜ	親子室内露出禁止コンセント	2P15AE×2E1付	
Ⓜ	壁付コンセント	2P15/20AE×1 (200V)	電気温水器用
Ⓜ	壁付コンセント	2P15/20AE×1 (200V)	IHヒーター用
Ⓜ	壁付コンセント	2P15/15AE×1 (100V)	IHヒーター用
☒	プルボックス	(W: SUS製防水型)	
☐	ジョイントボックス		
☒	電気錠制御盤		
☒	未着知用チャイム		
☒	AV操作ワゴン接続プレート		

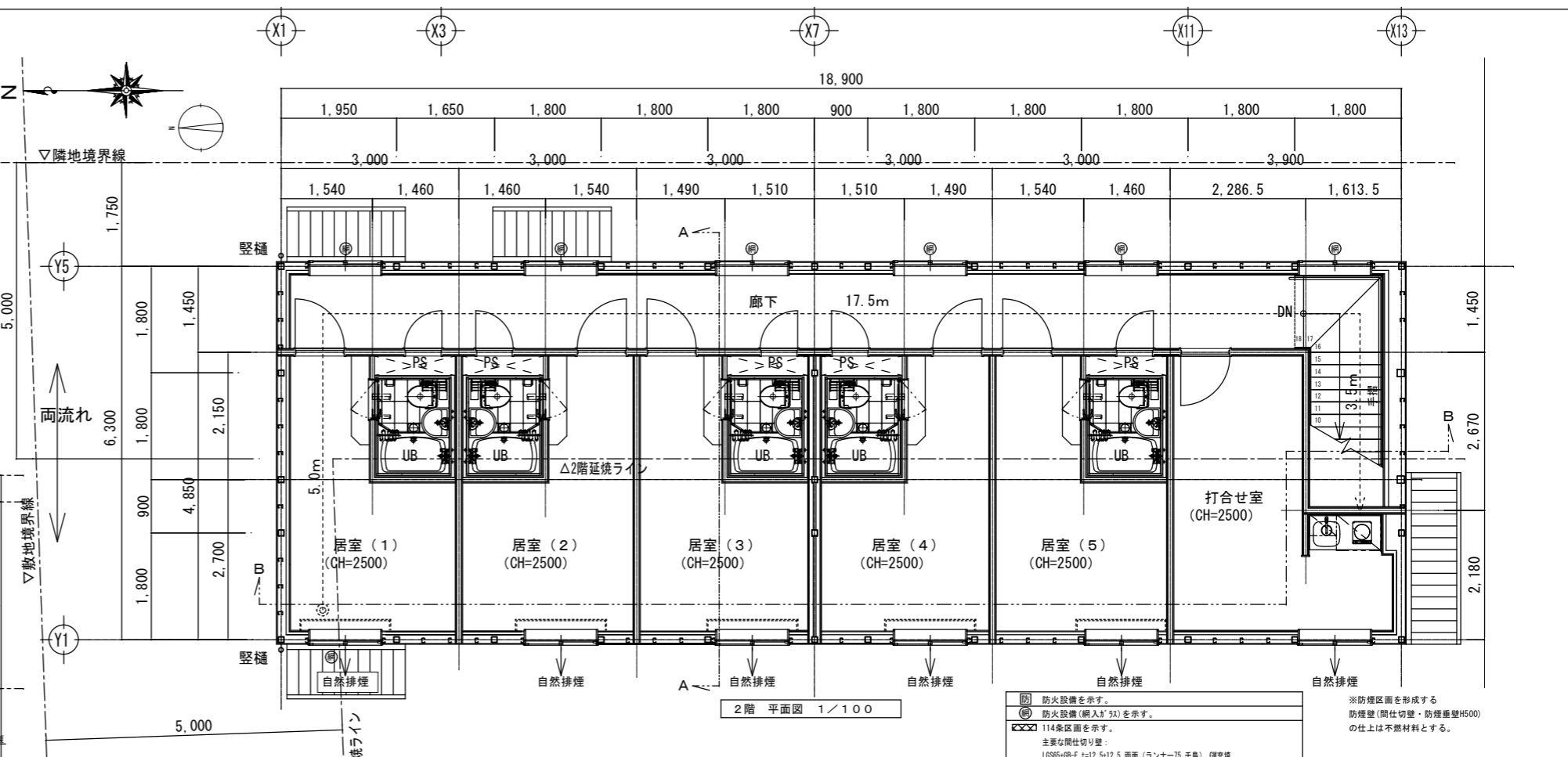
- 床隠蔽配管配線
 - 二重天井内ケーブル配線
 - 露出配管配線
 - 地中埋設配管配線
- 例 114 条による主要な関係切替
- 注記
1. 図中、特記なき配線は下記の通りとする。
 - 2 重天井内はコロン配線とし壁内等は配管にて保護のこと。
- 【幹線設備】 配電盤リスト参照
- 【動力設備】 動力盤リスト参照
- 【空調電源】
- VF2.0-3C (PF22) 1Cアース
- 【コンセント設備】
- VF2.0-3C (PF22) 1Cアース
 - CV5.5 〇-3C (PF28) 1Cアース

2. 防火区画、114条区画を貫通する部分は防火区画処理 (国土交通大臣認定) を施すこと。
3. 図中、特記なき地中埋設配管深さは、6L-600とする。
4. 空調室内機、全熱交換機の差込プラグ取付は本工事とする。

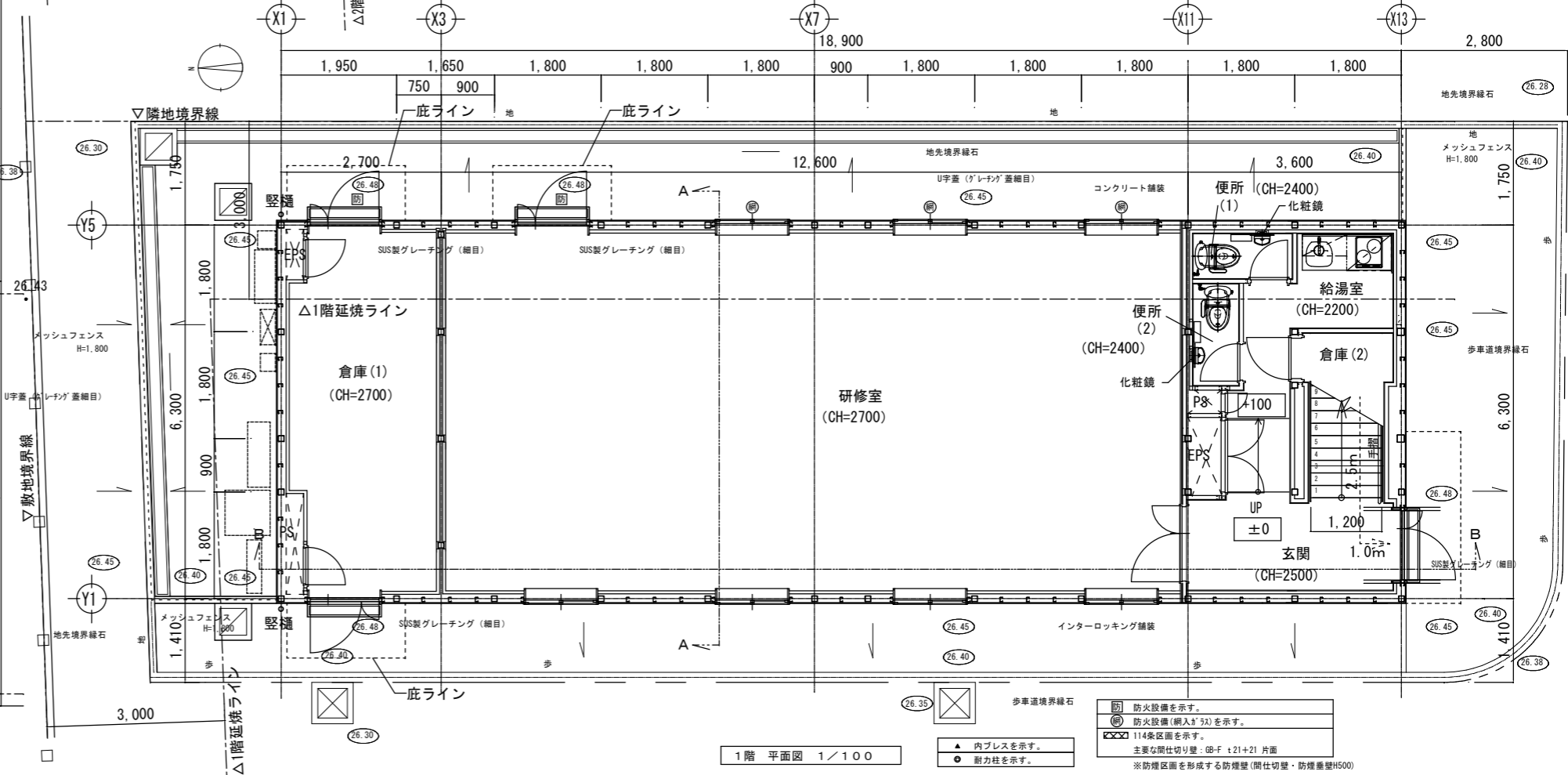
外部仕上表	
基礎	鉄筋コンクリート布基礎造
屋根	両流れ 平形屋根スレート t=5.2 (FP030RF-9082)
外壁	防火サイディング t=15 防火構造 告示1173 (PC030BE-9202)
床	2F コンパネ t=12+12 スタイロフォーム t=25 デッキプレート t=50 1F 土間コンクリート t=100
柱	軒柱 塩ビ製 120角 縦柱 VP75 (組み金物共)
建具	アルミ製 網戸付き 半外付仕様 (住宅用)
玄関庇	アルミ製 (焼付)



矩計図 S-1/25 (A1) 1/50 (A3)



防火設備を示す。
防火設備 (網入付) を示す。
114条区域を示す。
主要な開口部: G8-F 12.5+12.5 両面 (ランナー75 千鳥) 両面
※防煙区域を形成する防煙壁 (間仕切り壁・防煙垂壁H500) の仕上は不燃材料とする。



防火設備を示す。
防火設備 (網入付) を示す。
114条区域を示す。
主要な開口部: G8-F 12.5+12.5 両面 (ランナー75 千鳥) 両面
※防煙区域を形成する防煙壁 (間仕切り壁・防煙垂壁H500) の仕上は不燃材料とする。

京都市立病院整備工事
ただし、救急・災害医療支援センター非常用電源供給設備設置工事

建築平面図・矩形図 (参考)
1:50 (A1) 1:100 (A3)
京都市立病院 管理運営課 E-08 (A-)